

般に國家の爲め同一の義務を負担して居る以上は、不平均のことは出来ないのである。公共の經營は分捕主義を實行せよと言ふのではありませぬ。而して又保護獎勵とは、農工商の關係よりして、或は農會の組織、或は工業製作に關する智識の發達、或は通商航海運輸交通の改良進歩を計るの上に於て、國家の力を用ゐよと言ふの意味であります。若し諸君、井上君の意見が個人の勤儉は一人の私利を圖るのであると云ふことであつて、公共の經營は分捕主義を斷行せよと云ふのであつて、而して井上君の保護獎勵とは、例へば北海道炭礦鐵道に對する政府の補助期間を經過したから、更に補助をすると云ふ様な意味であるかも知れぬ。若しそゝてあつたならば、其文字同一なるも、趣旨に於ては千里の差があるのですから、此等の點は私の反對することと御承知を願ひたい。

六 軍備と實業との權衡及政費の利用

諸君、井上君は實業發達の政策として、財政を整理せなければならぬ、財政を整理するには、第一軍備と實業との釣合を取り、第二政費の利用を計らねばならぬと言はれました。諸君、國の政を爲すに於て、何所の國でも、財政の整理なしに、政費を濫用せよと標榜するものはありませぬ。亦軍備と實業との釣合は、議論のないことではあ

りませぬが、私は井上君の議論としては、聊か柔か過ぎはせぬかと思ふ。軍費は我財政上非常の高額を占めて居りまして、軍備の問題は其關する所誠に廣いのであります。内治外交諸般の問題は、何れも軍備との釣合を保たねばならぬ。國家制度の一つたる實業との釣合を取て満足するが如きは、甚だ偏狹の議論と見て宜しからうと考へます。諸君、三十五年度歳出豫算二億八千餘萬圓の内、經常歳出に屬するものが一億七千餘萬圓であります。其の内皇室費と恩賞諸祿とを除けば、約一億二千萬圓となりませぬ。其の一億二千萬圓の經費の内、軍事所要の費用が約六千萬圓を占て居ります。二億八千萬圓は英、米、獨、佛、露等の財政に比較すれば、決して多額ではないのですが、經常費の半ばが軍事費であると言ふ國は何所にもないと信じます。諸君、我國に於ては、軍備は始より、財政と釣合つて居りはしない、而して今日の社會は到底武國主義を許さない。今や社會の戰爭は鐵砲玉にあらずして算盤珠である。故に財政上の均衡を外づれて、軍備を擴張するが如きは、政策其宜しきを得ないのであります。私は此見地より致しまして、軍備は財政との釣合を取らねばならぬと云ふの論を主張致します。

財政は諸般の事項を包含して居ります。實業の問題、是れは勿論財政中に包容する

一事實に過ぎない、隨て私の説に致しましても、軍備と實業とは必ず釣合を保たねばならぬのです、乍併軍備と實業との釣合を取て能事終れりとはしない、軍備は財政中に包容する内治外交諸般の問題と、權衡を取らねばならぬと云ふのが、私の主張でありまして、井上君の説とは軍備比較の範圍を異にするのであります、諸君亦井上君の言はれた、政費利用と云ふことは、詰り無用を節して有用に利し、冗費を捨てて實業界に注入する等のことであつて、一個人の腹を肥したり、一會社の儲けを多くしよう、と云ふことではないので、ある之は深く論議するまでの必要もない、

七 豫算意見

諸君、井上君は財政整理に關して、自慢の豫算論を喋喋した、是は何にも耳新しきことではないのです、第十六回議會に於て桂首相は、三十五年度の財政に關して事業の繰延ぶることを得るものは、緩急其宜きに從ひ、努めて之を繰延へ、經費の節約することを得るものは、努めて之を節約し、一方には金融界の緩急を圖ると同時に、一方に於ては努めて、歳計上に支障なからんことを得たりと云ひ、會根藏相も又、三十五年度の歳計方針は節約を旨として、民間經濟に餘地を與ふることを努め、財政と經濟とをして相共に健全なる順況に置かんことを主眼としたりと云へり、諸君、井上

君の豫算論、並に財政整理論は、全く之れを敷衍したるに過ぎないのであつて、決して井上君の外、誰れも知らない所の説ではないのです、諸君、井上君は豫算の成立に關して、經常歳入を以て經常歳出に充て、公債を以て事業を經營し、償金に依て軍備を擴張すと言はれたが、私は少し間違つてはいないかと考へます、經常歳出の財源が經常歳入である、と云ふことは、論のない所であるが、事業の經營は必ず公債にのみ因るのではない、軍備擴張の財源は必ず償金と限らない、陸軍擴張、海軍擴張共に、其財源の一部は償金、一部は公債、一部は租税に依つて居ります、現に軍事公債のあるは、諸君御承知の通りであつて、其軍事公債は即ち軍備擴張の目的に出でて居るのであります、事業經營は公債に依ると云ふと雖も、是れ一部に過ぎない、官設鐵道の建設改良や、電話交換擴張や、及び臺灣特別事業の如きは、其財源を公債に汲んで居ります、河川の修築事業はどうですか、北海道の拓殖事業はどうですか、小樽の築港事業はどうですか、皆其財源は一般の歳入、多くは租税に因つて居るではありませぬか、又製鐵所創立事業はどうですか、其一部は償金に因つて居るではありませぬか、諸君、井上君が公債を以て事業を經營し、償金を以て軍備を擴張すと言つて、恰かも之を以て豫算編成上の原則の様に喋られた様ですが、事實は全く以上の

通りであります。自慢の豫算博士も、餘り信用することは出来ませぬ。併し諸君、經常歳入を以て、經常經費に充て、公債を以て、事業を經營し、償金に因て、軍備を擴張すとは、井上君が大藏大臣にてもなつたならば、或は斯様な原則に依りて、財政計畫を立てると豫言したかも知れない。諸君、若し其様な財政策を立てられたときには、國民は大迷惑であります。國民の負擔は益々増加するの結果を生ずる。今はまだ河川の修築や、北海道の拓殖事業等は、一般の歳入を以て支辨し居るのであります。若し是等の事業も公債に因ると致したならば、一般歳入は大に富裕となり、濫費を免れざるに至り、歸する所は増加する公債に對する元利償却の義務負擔が國民の頭に加はつて來る丈けのことである。諸君、財政の整理とは、果して斯様な次第のものでありましようか。諸君の御考慮を煩します。

諸君、井上君は花井は法律家である。法律は知て居る。時時分らぬ事があつて、問ふたことがある。至極親切に教へて呉れた議會に於ても、法律家として——法律問題に關しては、必ず色色の議論を唱へ、種種なる質問をする。併し豫算は知らない。豫算問題に關しては、其の款項位の議論や質問やに過ぎないと云はれた。乍併し諸君、豫算と云ふものは左程六ヶ敷ものではない。井上君の様な誤りたる豫算編成論や、又は

豫算に計上したる數字位を讀み上るのは、誰れでも出來る。諸君、豫算の數字位を朗讀したのみで、亦言はなくともよい。誤りたる豫算編成論を喋喋した位で、やれ豫算家なり、財政家なりと自ら誇ると云ふことは、深く同君の名譽の爲めに惜まなければならぬのであります。井上君は無闇に豫算は六ヶ敷ものであると言はれる。乍併し諸君、豫算は何であるかと云へば、一會計年度内に於ける歳入歳出の見積りであつて、其主眼とする所は、國の收入は能く其經費を支辨し得るや否や、或は過不足なきや否や、若し不足ありとせば、如何にして之を補足すべきか、又若し殘餘ありとせば、如何に之を處分すべきかを明かにするに過ぎない。詰り豫算は金錢出納の豫定一覽表と見て宜敷のであります。一個人、一會社、總て豫算のなきものはありません。只豫算を立つる期間が長きか短きか、即ち國の豫算に於ては、一會計年度を期間とするも、一個人、一會社の豫算は、或は一个月、或は半年を期間とするかも知れない。又國の豫算は、一個人、一會社の豫算よりは、其包容して居る事項が多い。乍併し包括事項が多いとか、期間が長いとか、帳面が厚くなつて居るとかと云ふことは、之を調査するに比較的多くの時間を要すると云ふ丈けのこと。何にも是れが爲め六ヶ敷と云ふ次第のものではない。若し諸君にして豫算の數字が知りたいとのことであつ

たならば、いつでも御覽に入れ、又説明も致します。諸君、財政學者は、個人經濟と國家經濟即ち財政との區別を立てて、個人經濟は入るを量て出づるを制し、財政は出るを計て入るを盡すと云ふて居るけれども、我國の如き財政の常に窮乏を告げて居る國に於ては、個人經濟と同じく、入るを量て出づるを制しなればならぬ、現に斯の如き政策を取て居るのである、して見ると財政も、個人經濟も、我國に於て根本主義を同ふするが故に、個人經濟に關する頭腦を以て、財政を補充することが出来るてはありませぬか、而して假りに財政學者の言ふが如く、根本に多少の差異ありとするも、之が爲めに豫算は六ヶ敷ものであるとの結論は生じないと信じます、諸君、茲に數歩を譲りて豫算は六ヶ敷ものである、私は豫算を知らないものであると致しまして、井上君は自白して居る通り、法律を知らない、して見ると誰れか鼎の輕重を知らんやではありませんか、乍併諸君、今日の價值問題は井上花井の輕重を論ずるのではありません、幾ら井上君が賢いにしても、帝國議會に於ては、井上高木の二人が異身同體であると申しては通りませぬ、手品師でも出來ないことです、夫れ故に井上君が幾ら其聲を大にして、自身の賢きことを御披露になつても、一方に之に勝る力量ありと云ふの證明にはならない

と思ひます、一體井上君は高木君を以て、井上君よりも豫算に精しく、財政に明かなりと言はるのでありませうか、又井上花井以上の人物であると言はるのでありませうか、

諸君、私は前に明言致します、井上君の智識の上に於て、才能の上に於て、財政經濟の上に於て、多少の主張あることは之を認める、一度や二度は井上君の説に賛成したこともあつた様に覺へて居る、私も二年の間豫算委員とし大藏、外務、司法の豫算を調査し、聊か國家に盡したこともありまして、其際失禮ながら、相當に意見をも述べて置いた積である、若し豫算委員であるから、豫算を知て居ると言はるるならば、私も豫算委員であると答へて置く、又井上君が法律を知らないと言はるるよりは、豫算の方も知つて居る積である、

諸君、反對派の人人が申されますには、花井は法律を知て居る、法律は議會に入用でないと言ふのが、第一私をして尾道市選出の代議士たらしむるに不適當なりとするのであります、即ち議會に於ては豫算を知て居れば宜しい、法律は無用であると言ふのが、井上君等の意見であります、併し諸君、私は其何の意たるを解するに苦しむ、

抑も豫算なるものは法律命令の結果ではありませぬか。法律命令は根本にして豫算は其結果たるに過ぎない。御覽なさい。償金収入に關しては、償金特別會計法が設定されて居るてはありませぬか。公債收入に就ては、公債條例が發布されて居るてはありませぬか。其他地租に、砂糖税に、醬油税に、煙草税に、是れ皆法律の力に依りて成つて居るてはありませぬか。歳出に關しても、或は俸給、或は旅費等皆な法律勅令の結果であります。加之豫算は之れを執行するに當りては會計法の羈束を受けなければならぬ。詰り豫算は法令に依りて成立し、法令に依りて執行せらるるので、法律勅令を離れて豫算の存在を認むることは出來ないのであります。諸君、我國法上に於ても、或學者は豫算は法律なりと論じて居ります。外國に於ては憲法上明かに豫算は法律なりと規定して居る國がある位であります。諸君、憲法第五條及同第三十七條に何と規定してありますか。天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フとあるてはありませぬか。又凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スとあるてはありませぬか。立法協賛と云ふことは、議會の有する最も重要なる職務ではありませぬか。立法府と云はば、議會を意味して居るてはありませぬか。然るに法律は議會に無用であると論斷せらるるは、如何なる理由であるか。餘りに理論が薄弱で、否々寧々る愚に

過ぎて、之を反駁するに氣振りがする様であります。諸君、井上君は私の因島に於ける演説中、地租の復活と云つたことを批難して、地租は三十六年度より當然復活するてはないかと云はれた。乍併當然復活となるべき地租は依然繼續すると云ふことになりませぬかと云ふことが、この問題であります。農は商工の基本にして、農の發達するは、即ち商工の發達する所以であるから、農の負擔は可成軽くせねばならぬと云ふことは、諸君の御異議のないことであると信じます。然るに諸君三十一年の選舉に於て地租増徴は、反對せねばならぬと絶叫したる、多くの大人は當選の後如何の行動を爲しましたか。第一井上君はどうでありました。それ故私は來るべき三十六年度の豫算に於て、地租問題には警戒すべき必要があると云ふのであります。

八 協定税率と外資輸入

諸君、實業發達の方法と致しましては、協定税率の廢止、外資輸入の必要であると云ふことは、先日來述へて置きました。井上君は之を繰り返した。乍併諸君、井上君は如何にして協定税率廢止すべきか、如何にして外資輸入せらるべきかを説明しない。日英同盟締結せられ、外資輸入の實舉らさるも、何の説明もしない。協定税率の廢止

は一國の輿論にして實業發達の主因たるに拘らず其方法を示さぬ果して井上君に成案ありや否や甚だ疑はしき事と信します諸君外資輸入の問題は日英同盟の成立當時に於て既に成案なくしてはならぬのであります日英同盟締結せられたる當時に於て國民の歡喜せし光景はどうであります而して其喜びは何の爲めであつたか詰り日英同盟が動機を作り之に因て外資輸入せらるべく金融流通せらるべくと信じたからであります唯唯日英同盟は露國の南下を防止すると云ふ丈けに於て國民の歡迎した譯合ではないのです日英同盟は文字丈けで満足すべきではないのです井上君が開國進取の方針を取て對外位地を高めねばならぬと論せらるるは固より同論であるが日英同盟を見て日本が強國になつた證據であるかの如く論せらるるは笑ふべきの限りであります諸君埃佛伊の三國同盟並に佛國が露國に三億以上の公債を供したるは是れ皆な日英同盟の結果であることは表明されて居ります日英同盟は日の爲めなるか英の爲めなるか其同盟の眞の目的は那邊に在るか又之れが效果として表はるべきもの如何と云ふの問題に就ては屢申述べた通りであるから茲に重ねて論ずることを致しませぬ元來私は絶對的に日英同盟を非認するものではありませぬ私は今より五年以後の日英同盟が

如何に成り行くかを危むのであります日英同盟締結につれ第三期海軍擴張は目睫の間に横はつて居りますこれは取も直さず清韓利益上の均勢を保持するの上にて爲すべき次第なのであります但英國の日英同盟後之に資本の注入せられざるを嘆するものであります

九 分捕主義の弊

諸君私は井上君の演説に對し充分の敬意を表すると同時に反對せねばならぬことが多々あります以上申述べたる事柄に就て既に諸君の御承知下されたことと信しますが尙一ツ茲に申さねばならぬことがあります諸君井上君は議會は分捕主義の場所であると臆面もなく申されました立憲政治は或る意味に於て分捕主義であると申したのは古く汚れたる學者の述べました説でありまして今日の公法學者間には東洋に於ても西洋に於ても最早斯様な愚説を稱ふるものはありませぬ特に我憲法は一視同仁にして彼に厚く此れに薄きが如きことはいどこまでも均一主義なのであります一部に深切ても全般に不親切なれとは憲法の許す所ではありません諸君井上君は高等師範學校の廣島に置かれたる糸崎の開港場となれる吳の製鐵所七塚原の牧羊場尾道の内海實驗場松永の鹽業調査

所等皆な自己の盡力せし爲めに設置せられたのであると、憚りもなく當席に於て演説した様であるが若しそう致しますると、貴族院衆議院中、井上君一人を除きたる、六百餘人の議員は何をして居りしか、若し果して信なりとせば、國費多端の折柄、井上君一人のみで他は減少することが出来るかも知れない、諸君自慢話と申しまするものは、其人の人格を低ぶるものではあるまいか、私は之に因て其人格の如何を卜するに足ることと信じます、諸君、井上君が幾ら威張つても、一票しかありはしない、井上君が自己の盡力に因て成就したと云ふの事業は、果して井上君一個の力なりしや、諸君は之を信ずるの大度量ありや否や、諸君、私は私の敬重する諸君は注意する、製鹽試験場なり、内海實驗場なり、又は高等師範學校にしる、是れ皆な廣島縣の代議士が——全國の代議士が打揃ふて盡力したる結果に外ならぬのである、之を井上一己の成績なりとせられては、其案の賛成者たる三百名の人人は、惡感情を抱き、今後我縣下の事業經營上、非常なる頓挫を來すことと考へる、故に諸君、井上君の右様の自慢話は、備後以外に漏さないで、内内に隠し置かれんことを、私は縣下の爲めに、井上君には氣の毒ながら辯じて置きます、

諸君、以上論じ來りますれば、井上君の演説なるものは、畢章第一期議會開會以來の

經歷談たるに過ぎないのでありまして、賞讃してもよいかも知れぬが、之は一に諸君の判断に任せます、諸君、尙茲に一言致します、源平の戦は飽までも源平の戦でなくしてはならぬ、足利北條の徒が、其間に嘴を容るべき性質のものではない、然るに當の敵高木君は、代辯人に一任して何等政見の發表もない、高木君の政治的意見に富まることは、諸君と共に私の深く信じて居た所であり、今や政見の存否に疑を置かねばならぬ様に相成つて参りました、井上君は高木君の應援者であり、代辯者であるが、故に、井上君の高木君を見らることは、間違がないと見てよいでしょう、而して井上君は高木君を如何様に見て居られるか、井上君の演説中に曰く、諸君にして幸に高木君を選出せば、高木君の後見者ともなり提携者ともなり相共に盡す所あらんと、諸君よ、高木君は未成年者ではありませんまい、二十歳以下の若き人であるとは見受られない、然るに後見人とは何事ぞ、井上君は高木君を頗る幼稚の人と見て居るのでしよう、年齢より云へば高木君は井上君よりも遙かに上であるに相違ない、然るに井上君が後見人となると言はば、即ち高木君は智識才能に於て、又政治的見解に於て、獨立することの出来ぬ人と見て居るのでしよう、而して最も味方の頼む井上君が、そう言はるれば、間違はないのでしようが、併し諸君議會は後

見人を許さない、代辯人を許さない、必ずや獨立の行動を爲さなければならぬ、敵將高木君果して後見人を要すべき人なるや否や、井上君大岡君なくては、政治的行動の出來ぬ人であるか、諸君の考慮を煩します。

十 大岡育造君藤崎朋之君の演説に就て

次に大岡君の演説に就き一言致します。大岡君の演説は、傍聴筆記に依つて見ますれば、其筆記を眞實なりとして一言辯じます。諸君、大岡君は、第一に衆議院は平民の議會であつて、豪族の立障るべきものでない、又長きものに巻れると云ふことは、政治部面に及ぼすべきものでないと言ふにあつて、其他商工立國論で長長と辯ぜられましたが、是れ等は皆な私と同論であります。唯私と議論の異つて居るのは、議會は法律家はいらぬと言はれた點丈であります。諸君、私は平民であります。豪族でもなければ貴族でもない、貴族院に列するの資格は、絶対に持たないものであります。又私は伊藤侯爵なる長きものに巻かれては居ない、政友會なる長きものに因て立ちし高木君とは違ひ、全く孤立であつて、大岡君の所謂長きものがないのを喜んで居る一人であります。諸君、大岡君は、帝國議會に法律家はいらぬ、代言人はいらぬ、商業家實業家たる高木君の選出は、國家の爲めにして、亦日本が世界に雄飛す

るの緒を爲すものであると論せられた、乍併諸君、高木君が實業家であると言ひ得らるるならば、私も實業家であると云ひ得られるてはあるまいか、店を飾つて商賣をして居ない點は同格である、而して私は確かに辯護士と云ふ恒業がある、されば大岡君の論旨よりすれば、私を選出せらるるも國家の爲めであつて、亦日本の世界に雄飛する緒を爲すものではなかるまいか、而して諸君、議會に法律家はいらぬとの點は、大岡君に似合はない議論であると思ひます。大岡君は法律家たるの看板を持って居らるるが、帝國議會の憲法上に於ける位地、並に豫算の意義性質位も御存知ないのでしようか、大岡君は私と同じく會ての職業は、辯護士であるにも拘らず、此尾道市に來ては、法律家は無用であると言はるるは、餘程面白ひ奇妙な議論であると考へます。

又次に藤崎朋之君の演説であります。此人も慥か土佐あたりの法律家であつて、辯護士であると承つて居る、而して其説かれた所は、一道理があつて、始終花井黨の應援演説か、の様な感じがしたのであります。諸君、藤崎君は代議士たるものは清廉でなければならぬ、又至誠の人でなければならぬとの論であつて、我々の唱ふる所と異なる所は、毫もない、唯終りの一節に、議員は法律家を要せずと云ふの一點と

花井は郡部では立のこを得るも尾道ではいかないと云ふの點丈けが反對の論旨であつたのであります。議員は法律家を要しないとは、敵黨に於て恰も申合せたるか如く、異口同音に唱ふる所でありまして、之か理由なきことは前に詳しく述べましたから、茲には再び申しませぬ。又私か尾道より立つのは悪ると云ふの論旨は甚だ不明であります。其他の點は私と同一論旨であつて、全く反駁の必要はない。要するに敵の多くは、寧ろ私の説を敷衍して居るのであります。諸君、私は親しく傍聴は致しません。が、井上君の様に間違ひはないのです。而して私の商工立國策は戦の略として、口にのみ云ふのであると云ふの攻撃がありましたが、私から申し上げますれば敵の爲すことが、そうであると思ふのであります。

十一 商工經濟會の推薦狀に就て

諸君、商工經濟會のことに就き一言申します。商工經濟會には私も入會する様、注意して呉れた人がありましたが、選挙間際に爲つて入會するなどは、選挙利用の嫌ひがあり、又同會は私の虫が好かぬから、私は之を避けたのであります。又商工經濟會より發せられたる推薦狀に就きまして、男爵濫澤榮一と云ふ名前が、ありましたが、如何に電信が利用せらるるとは云へ、英國倫敦にある濫澤が、二日に之

を捧ぎを配付するの時間はなからうと思はれます。而して諸君、今日の大阪朝日新聞には、さう云ふ記事がありません。商工經濟會より發せる推薦狀に署名せる濫澤榮一男外四氏は、本件に就き何等の協議に與りたることなき、氏名の濫用は甚不都合なりとて、推薦狀發送に與りし人人と交渉中なりしが、遂に濫澤男外四氏は同推薦狀に關係なきことを、諸新聞に廣告することと爲れり云云とある。乍併私は容易に此事を信ずることが出来なかつた。信義を以て戰場に立つべき武士として、単法未練のことは、まもあるまいと確信するが故に、私は唯變なりと思ふて居たのであります。然るに亦時事新報——實業界に勢力ある時事新報の廣告に濫澤男外四氏より、衆議院議員選挙に關し推薦者として拙者等の名義を濫用する者有之甚だ迷惑致候拙者等に於ては右選挙に就き一切關係不致候間此段念爲廣告すとあつた。如何に信用を買ふの方便とは云へ、斯様に直ぐ分る手段を取つては、反て御爲めになるまいと思ひます。加之氏名濫用と云ふことは、刑法の制裁を受くべき問題で、兎に角危険なる方法と云ふことは、明言が出来るのであります。諸君、如何に廉潔を粧ふとも、運動家と唱ふる人、贊成家と唱ふる人人の陋劣極まる手段に、輕輕しく乗せられて氏名濫用と云ふ、刑法の制裁を受くるの迷惑がかかりはしなむかと云ふ

ことを私は法律家であるだけ、夫れだけ前に老婆心ながら一言注意を與へて置きます。諸君、虚心平氣に考へて見玉へ、顔も知りもしない商工經濟會が——濫澤氏等が能態高木君一人の爲めに推薦狀を出すと云ふものは、變なものではありませんか。而して諸君、今日伊藤侯爵の政策非なり、松方伯爵の政策非なりと云ふの時に於て、男爵の肩書に驚かされるものもあるまいと思ひます。白白しく氏名濫用と出て來て、反對したつて、そんなことに驚く諸君ではあるまい。

十一 最後の快戦

諸君、私が最後の決戦と題して論ずるの問題は頗る少なく、且つ其問題は淡泊にして、戦を交へ、花花しく合戦するの價乏しく、加之其戦や敵將自らの戰略にあらずして、敵將とは一太刀も交ゆるの機會に接せざるは、私の深く遺憾に存する次第であります。諸君、私の敵は雄辯なる井上君、大岡君、藤崎君ではありませぬ、其人人は皆な單に敵の應援者に過ぎないのであります。而して諸君、其應援軍たる人人の所信意見が、私の所信意見と、多くは異ならないと致しますれば、敵に因て反て私の議論の正確なることを證據立てたものであつて、私は深く此人人に對し、感謝の意を表せねばならぬ。

縣下に於て有數なる井上君、政友會に於て總務委員たる大岡君——是等の人人が不肖卓藏の爲め、能態當地に參られたるは、私の爲に光榮とすべく、亦愉快の極みとせねばなりません。私は是等の人人の勞を多とし、最後の論戦として今日此壇に立ちました。——眞に最後の一大快戦であります。

諸君、選舉は自由なり、他人の強制を受くべきものにあらず、諸君は諸君の信ずる所を斷行せらるへし、立憲治下の選舉に於ては、自由意思を枉くべきものでありませぬ。諸君、井上勢、大岡勢は應援軍にして候補者自身ではない、諸君は幸に自ら鑑み、進んでは國家の爲め、退ては尾道市の爲め、正義堂俯仰天地に恥ぢざるの行動あらんことを、希望の至りに堪へませぬ。

諸君、歐米にありても小市選出の代議士には、鏗鏘たる人多しと聞く、現に英國の如きチャタム伯の如きピットの如きフォックスの如き、皆小市より選出せられたる名士である、私の不肖なる、固より此等の人人と、肩を比ぶべくもありませんが、其至誠國に許すの一點に至りましては、敢て一步も譲らぬ積りてあります。ドウか來るべき明後日の選舉會に於て、大多數を以て當選する様に、諸君の御盡力を願いたいものであります。私の演説は、今夕を限として終結を告げます、終に望み諸君の萬歳

を祝します。

田中正造君演説「花井卓藏君七大善事業」の一節

諸君、私は少しの間、餘所に居りまして、日本には居りませんでした。私は今日當地に参りまして、花井君の爲めに選挙區の方方に、御面會を得ましたのは、最も私の喜ぶ所であり、諸君に紹介すべきものは、澤山あるので御座いますが、一々詳しく申上ぐることは到底出来ませぬから、少しばかり紹介する積りであります。其事業たるや、慈善事業助成社會を救ふ云ふ大きな事業で、餘り人がやらぬこと、又人の多く爲む能はざること、こゝろいふ事業を諸君に紹介しようと思ひます。元來此の事は尾道市の人人にのみ訴へるのではない、廣く天下に訴へる積りで、遠からず私は印刷に附して世に公にする積である。選挙の際では爲めにする杯と云ふ非難もありませうから、態と差控へましたが、何れ近い内に其目的を達する考です。元來私は今回の選挙に際しまして、此尾道市に競争のあるなごと思ひも寄らぬ事でした。實に意外の感に堪へません。實は競争があるなれば、私は花井君に反對する方に御目に掛つて御話を承り、又御話を承る積りでした。然るに私が東京出立の際には既に戦が酷なりとの報導で御座りましたが故に、其邊もなく、今日此演説會で、諸君に御面會を致し、諸君に御相談をせればならぬ事となつたのは、實に私の身に取、不幸千萬の事と云はればならぬ。

花井君と私、固し何等の恩怨はないのです。只私は花井君が、尾道市選出の代議士として、最も適當なることを信じて、諸君に御相談するので、花井君の爲に私は、私は能く承知して居ります。正義の人です。

先日は反對派の應援者が、當地に参りまして、得手勝手なことを云つて住つたさうです。法律は議院には必要がないなどと云つたさうです。其意味はさういふことか、許しいことは私にも分りませぬが、大方法律家として法律の智識を有するものは嫌である、こゝろ申すのに相違ござりませぬ、悪いことをするものには法律家は恐いと、こゝろ申すので御座りませう。如何様、泥棒は警察官が恐いに相違ないので御座ります。ツマヤ議院に法律家が居ると常に驅付けられて居るから、恐いと云ふことに相違ない、油断はし

て居られぬこと、こゝろ申すことであらうと心得ます。

諸君、御承知の續毒問題、此問題に就きましては、花井君は非常に力を盡して下されたのです。此問題に就ても、諸君に御話を致したいのですが、詳しく述べると違はありませぬ。ツマヤ續毒被害地には、憲法も其他の法律も行はれて居らぬのであります。我々四千餘萬の同胞の中、或るものは現に憲法が行はれて居ない土地に據り、又一面から見ますれば、我々日本國の領土内には、憲法が行はれて居ない土地があるので御座ります。實に不思議ではありませぬが、既に憲法が行はれて居ない土地があるさすれば、之は外國であつて、日本國と云ふことは出来ぬので御座ります。而して此憲法が行はれて居ない土地も、日本の領土であるさすれば、周く、天皇陛下の大御心に協はしむる様にせねばならぬのであります。これをなすのには先づ法律家を要します。

諸君、口では経済とか正義とか生意氣なことを云ひますが、政治家は藩閥打破など云ふことを申しますが、更に進んで政治家など申すものを根本的に改良して欲しいのであります。藩閥は固より倒されねばならぬ、又實業界にも中には真い人もあります。御用商人と云ふ藩閥の實業家は、さうしても倒されねばならぬのであります。此奴等の爲めに我々四千餘萬の同胞は常に困らされて居るので御座ります。續毒被害地には病人が非常に多い、被害地は誰れ一人として健康を害されて居ないものはないのです。健康と云ふの體きては、既に命が危ないのです。さうが命だけは助けて貰ひたいもので御座ります。被害民の死亡や、其他被害の統計表を携へて、命乞ひの爲めに總代を出しまして、二三千人の病人が、三十三年の二月十三日に、川俣まで出掛けて來ましたので御座ります。花井君等が此人道問題の爲めに盡された結果は、學者社會の研究となり、宗教家の奮發となり、之に續いては政府に於ても黙つて居られず、内閣に續毒調査會を設けるまでに立ち至りましたのです。

諸君、此日本の國は、諸君や我々のもので御座ります。現今の有様は政治家の腐敗、政治家の墮落は其極に達し、各自分の利益のみを食つて、國家と社會とが云ふものを眼中に置かないのです。帝國議會は其腐敗の渦巻であり、其渦の中へ徳義に篤き正義の人を送り込むと云ふことは、私は實に氣の毒に感するのであります。併しなから男子を申しますものは、天下國家の爲めには、一身を犠牲とし、或る場合には、水火も辭することの出来ないものであつて、一身を其腐敗の渦中に投じて、之を廣清するの勇氣がなくてはならぬのであります。私は花井卓藏君が、自ら勇氣を盡して、此渦中に身を投じ、國家民衆の爲めに力を盡して下さ

れようと云ふのは、實に尊敬して迎へねばならぬことと考へます、即ち花井君が此處敗したる人人の中に自ら身を挺して、戦ふべく正義の刃を以て、之に向はるるに付ては、私は諸君と共に天地に對して、花井君に御禮を云ふのが至當であると思ひます、諸君、悪疫が流行する、傳染病が非常に流行する一の島がある、此島に遣入り込んで、治療を引受けてやつて見ようと思ふ諸君、此醫者は誠に仁人義士であります、名譽の爲めに、若くは利益の爲めに出来へきことは御座りませぬ、花井君の境遇は之と同一である、然るに諸君が悪疫や傳染病を治療するのであるから、敎醫者を遣はし宜しい、役に立たぬ看護人を遣はすのが相當であると思つて、名譽の自ら進んで往くのを遮るべき筋のものではなからうと思ひ信じて居ります、否敬意を表して、之を送らねばならぬと思ひます、諸君花井君は醫者と争ふて居るのではござりませぬ、相手は議會と云ふ病人、而かも腐れかかつて居る病人で御座ります、我々は――諸君は花井君の往くのを遮るべき道理は決してないのではありません、諸君、諸君は其島に行つて悪疫や傳染病を治療して見ようと思ふ、仁心ある醫者に對して、決して無禮を加へると云ふことはない譯です、町重なる禮儀、敬意を表して此名譽を送らねばならぬことと思ひます、云云、

遊歐途上、橋本太吉君尾道人士に寄せたる檄文

余が墳墓の地たる尾道市に於ける同胞諸君、余は此山水明媚なる尾道に生長し青年の頃修業の爲め數年を他郷に經過せしと雖も前後三十有餘年此地にありて諸君の厚情を辱ふしたるものなり
然るに余が身邊の事情、此尾道に在りて諸君の驥尾に付し諸君と共に親しく此市の爲めに經營策其本分を盡すことを許さざるは甚遺憾とする所なり然れども一昨年來少く横濱市に寄寓し今や遠く歐洲に遊ばんとするに方り余の日夕の思念夢寐且離る能はざるものは二に唯我尾道市の前途なり故に機に暇れ時に應ず事我市の利害に關するものありと思惟するものあるときは聊か鄙見を述べて諸君の座右に呈するは敢て僭越にあらずと思ふ

第十六議會の終に於て衆議院議員選舉法改正法案通過して我尾道市の獨立選舉區となり特に此市を代表し帝國議會に在て大政に參

與する代議士一人を選舉するの光榮と權利を有するに至れるは實に諸君と余が多年の熱望を果したるものにして實に慶すべく賀すべきに至なりと雖も之と同時に此光榮と權利を利用して之を實にし之を全ふるの責任、愈多大なるを思はざるべからず抑衆議院議員選舉の權たる即參政の大權にして吾人が享有せる總ての權利中最重大なるものなるは余が喋々を待たざる所なり然るに近時社會公德の頹敗は施いて政界の腐敗を來し人々皆此選舉權の重大視すべきを忘れ選舉に際しては往々醜聞惡聲の之に伴ふあり或は黃白の爲めに或は情願に因り之を求るものも求めらるるものも多くは恆心なく節義なく投票の爲めには其素志を抛擲し當選の爲めには其主義を没却して顧みず夫れ投票は重大の權利たると共に國民奉公の義務なり然るに往々私情の爲めに此公義を没却するを憚ららず此くの如くにして憲政の完美を期し國家の富強人民の福利を望むは蓋し木に縁りて魚を求むるの類のみ抑亦難ひ哉

余不肖曩きに一部人士の爲めに推されて當市選出衆議院議員の候補者に擬せらる余の光榮焉んす之に加へん然れども余や非才謏劣其任に非るを知る之に加ふるに今將に遊歐の途に上らんす爲めに隨て諸君の厚意に副ひ此光榮を荷ふ能はざるを憾とす諸君の宏量希くは余の罪を寛恕し玉はらんことを而して今や余は愛に諸君の厚意を辭するに當り余は長く諸君の厚意に負かすして大に諸君の信任を全ふすべき好個の人材を推して以て諸君に薦むるこそ却て今日諸君厚意の萬一を報する一端にもなるべきを信せり余が所謂好個の人材とは誰そ他なし余の長友として敬愛せる花井卓藏氏其人なり同氏と余の交情は其利害を共にし其休戚を一にし其情兄弟も管ならず常情を以て之を觀れば或は其私情に驅らるるの譏あらんことを憚らざるにあらずと雖も而も此譏を恐れて敢て自己の良心に反するは是れ却て私情の爲め公義を没却するものなり依て聊か同氏を敬信する所以のものを述べて諸君の賢慮を仰かんす

夫堂々たる天下の代議士にして黃白の爲めに其説を二三にし官職の爲めに其節義を賣るものあり又暗夜小亭の密室に博徒に伍し又は其地位を利用して恐喝以て不淨の貨財を貪り不義の榮華に酔ひ汚名を新紙に傳へらるるは往々にして聞く所なり此輩に依て代表せらるる所の選舉區民の耻辱たるや蓋し之に過ぐるものなし豈遺憾の至にあらずや是必竟選舉區民が其初に於て其人の品性を行爲に重きを置かず徒に其私情に制せられ其選擇を誤りたるの罪にして自ら其耻辱を天下に得るは實に自業自得といふべし

今余が推薦せんと欲する花井卓藏氏は其品性に於て其行爲に於て全然此等の懸念を費さざるは余の深く保護する所とす
 花井氏は諸君の既に稔知せらるる如く才識人に超ゆる凡ならず醇平たる理想と平乎たる節義と遊動なる辯論とに至りては貴衆兩
 院六百の議員中容易に其徳を求め得へからざるなり氏が年少孤立の身を以て居然黨人盲動の間に投し立法に豫算に外交に憲
 々の論議々の議天下の耳目を變動せしこき管に一再に止まらざるは余の詳言を喚たさる所なり如此の人士にして初めて諸君が此重
 任を託して以て我市を代表せしむるに足らんのみ

諸君の投票は諸君の権利なり賣るへからず買ふへからず然れども諸君の厚意なる裏きに余を推して此重任に當らしめんとせらる若
 し夫れ諸君の厚意にして余を信任するの深く且切なるこ今猶昨の如くならしめば余は乞ふ諸君が余に與へんとするの光榮を移し
 て以て之を我敬愛する長友花井卓藏氏に與へられんこ是獨余一人の幸なりと云ふにあらす實に我國家百年の長計の爲めなれば
 なり余今や遊歐發程の途におり爲めに諸君を訪ふて其鄙見を陳ふるに違あらす依て一書を呈して諸君に告ぐ伏して望らくは我敬愛
 なる諸君は余の微衷を諒せられんことを余は天外萬里遠く露都にありて諸君が國家の爲め余の願望を容れられ大多數を以て花井氏
 當選の吉報を送られんことを佇立相待たむとす

余は既に臨み切に此に一言せんす曩きに市獨立の法案衆議院の議に上るや我尾道市の獨立を不可とし極力反對の態度を取りし
 は知らず我廣島縣代議士中如何なる黨派の人なりしや又此間に處し尤熱誠を捧けて勢力せしは果して如何なる人なりしや蓋し花井
 氏一人なりしことを記憶せざるへからず今や這般の事を言明するは時期に於て其當を得ざるを信すも功は没すへからず勢は揚
 げざるへからず是故に特に此に一言するのみ諸君幸に諒せられ

總義ある人民にして腐敗せる代議士を出すことなく卑劣無思慮の人民にして善良なる政府を有することなし
 (ボレルク)

○増租と法律

(明治三十五年十月一日稿、日本人第百七十二號に掲ぐ)

一 四方の警鐘

國家の財政を憂ふる者各年度の財政年を趁よて益を膨張し歳計の不足底止する所なからんとするの趨勢に見て政府或は第十七議會に於て地租増徴繼續案を提出し依て以て一時を糊塗するの陋策に出づ可きを豫見し否な寧ろ確かに此案の提出を前提して同志之れに當るの準備を議することに力めつのあるに際し我輩却て之れを前提せる者の言行に多くの意を用ふることを爲さざりき蓋し根本よりして其前提の不成立を信したればなり然るに今や四方の警鐘は般々として天に轟き道路の風説は愈々其度を高め苟も政治を語るもの滔々として言議を茲に集注せざるは無し而も尙ほ我輩は世論の驚々に動かされて容易に信を狂ぐる者に非ず而して又深く政府が斯かる無法の舉に出づることなからんことを信ぜんと欲す

二 法律は失政の代償物に非ず

増租と法律

然れども由來政界の混濁往々にして、理義を以て律す可からざるものあり、さなきだに國庫窮乏の爲めに、血迷ふたる政府、或は議者の傳ふるが如き途方もなき不了簡を起さざるなきを保す可からず、依て我輩は茲に試みに道理に於て成立す可からざる前提——政府が地租増徴の繼續案を來る可き新議會に提出すべしとの前提を置て、言の寧ろ徒勞に屬することを希望し、この法律擁護の爲めに敢て一言を費さんとす。

明治三十六年の終るを待て、地租を舊率に復すと、は其法律の明文、炳として、瞭かなること、日星の如し、法律は國家の法律なるか故に、臣民は自己の利害を棄て、感情を去り、是を遵奉せざる可からざるか如くに、政府も亦法律の明文に従て、作畫し、經營し、あらゆる政務百般の事、總て準を法律に執りて、運用をなさざる可からず、而して所謂法治國の面目亦茲にあるを知らざる可からず、而して法律既に五個年を期して、税率を舊に復することを明言す、果して然らば五個年以前よりして、政府は此法律を基礎として、財政を行ひ、五個年以後に在りては、此法律の明文を實にすること、を勉めざる可からず、空々寂々として、五個年を經過し、何等の作畫なく、何等の經營なく、又毫も豫想外の出來事に逢着することなく、して、無意義に、財政の膨大を來た

し、之れが爲めに、歳計の不足を招致し、五個年の期將に盡き、なんとするの、今日に至り、卒然増租の繼續を呼はり、法律の明文を一抔に附し、去らんとす、果して信乎、然れども、失政の罪は法律の罪に非ず、抑も亦法律は失政の代價物に非ず、森嚴犯す可からざる形を以て、顯はれたる法律の威信は、國家の威信と共に保たざる可からず。

三 立法の無能

惡法も法なり、既に見れて法となる、臣民たるものは、其善惡に拘らず、唯々として、只命惟れ奉せざる可からず、而して、今や政府は之れを奇貨として、妄りに立法萬能の主義を、極端にまで遂行し、個人としては、當に詐僞背信として、擯けらるべき行爲を、忌憚なく行ひたりとせば、如何、我輩は恐る、其結果、立法無能に歸し、了らんことを、何をか立法の無能と云ふ、法律、信なし、幾千百條の規定も、遂に、臣民を、羈束するの力なきに至る可し、法律にして、徒らに權力の後援を頼み、若しくは議會の變節に、傍俾し、沒理無道の行爲を、國民に強ゆることありとせんか、國民は其苛虐に堪へずして、自ら法律以外に、行動の規準を求め、法律に反することを、以て、毫も不名譽となさず、却て法律に遵ふことを、以て、屑しとせざるに至らん、事茲に至る、如何に森嚴を標榜し、如何に苦痛の制裁を、絶叫し、法律に遵ふ可きことを、強ふるも、既に威信を失した

る法律は、亦之れを如何ともすること能はざる也。従て罰すれば従て犯し、國民は滔々として相率ひて罪人となることを甘んじ、國家は遂に罪人の國家とならずんば已まざるに至る可し。立法權の無能豈に恐る可きに非ずや。且つ夫れ、法律の威信は其關係の及ぶ所、唯々國內臣民に止らず、實に國際全般に反映するものと知らずや。嗚呼、威信なき法律、威信なき國家、豈省せざる可けんや。

四 税率の復舊を明言せし法律は之を廢せざる可からず

五個年を期して税率を舊復す可しと明言せる法律、其期將に盡き、なんとして更に之れを繼續すと云はんか、法律は反覆常なきものとして、法律は徒らに當て途も無き虚言を列して、國民を欺くものとして、深く國民の腦裏に印せらる可し。於是乎、國民法律に信頼せず、法律國民に威信を失ふ、如此にして、中外の信用いかでか保たれ得へき。財政學上、地租の惡税なるや否や、現下國民經濟の狀態に顧みて、地租以外に財源を發見し能はざるや否や、數年來紊亂せる財政は地租案の繼續を以て彌縫し得べきや否や、此等の問題は自ら別論に屬す。是故に假令地租は財政學上尤も適當なる課

税の性質を有するものとするも、又現下財政の紊亂は確定にして安全なる收入を要すべきものとして、借て地租以外に財源なしとするも、斯かる言議は、余輩の主張を輕重するに足らず。何となれば、失政の責任は政府の責任にして、法律の知る所に非ざればなり。苟も五年を期して税率復舊の法律を立てたる以上は、而も儼乎たる其明文にして存在する以上は、法律の威信を維持する上に於て、國家の威信を維持する上に於て、斷然繼續案の提出を排斥せざる可からず。而して此問題は區々農民利害の問題にあらずして、實に堂々たる國家法律の威信に關する大問題たることを、記慮せざる可からず。

曩賦醉中放歌一篇、江木冷灰花井稚翠二君、賜和、乃再疊前韻、似二君滄夫聲調、雖可厭、又不忍委棄也耳。

如三此戰後察審何。恩賜黃金買嬌歌。何人想到遠左野。水洞山緒白骨多。白骨築成將相貴。將貴相尊古無比。容易獲兮容易拋。相公一諾割瓊地。海門擊潮鳴朔風。乾坤滿目荒涼同。誰測此時認艦列。驚旂影搖膠水中。五洲爭霸露佛獨。平生胡族深成俗。一朝乘我更無備。青辭妄慢可堪讀。吁不使彼覽費二丸。感歎廟謨厚而寬。醉臥何物恍入夢。嚴騎夜嘶筈角響。

○豫算と決算

(明治三十五年十二月二十八日稿)

一 豫算と決算とは一致すべきものなり

豫算は其大體に於て決算と一致すべきものなり。若し兩者の間差異の甚しきものありとせば、必ずや其豫算は事實の要求實際の必要に伴はざるものなるを以て、豫算の當否を審判せんには、須らく先づ決算の審議を爲さざる可からず、決算の當否を知らずして豫算の善悪を論せんとするは、恰も統計に依らずして秋收を豫測し、冬藏を論ずると一般なりとは、余の常に懷抱する所の一論なり。故に余は第十七議會に於て、決算上非議すべき重要なる事項を摘示して、政府の非政を質し、豫算討究の参考に資せんとせり。然るに未だ決算の提出を見るに至らずして、解散の命に接したるは、余の頗る遺憾とする所なり。

國家財政の監督は、事前に於ては豫算議定權の發動に依り、事後に於ては決算審査權の行使に依り、之を行ふ。而して議會は豫算議定の專權を有すると共に、決算審査の權能を有し、孰れも憲法の條規に依り、賦與せられたる重要な權能に屬し、其間

敢て些の軒輊あるを見ず、然るに議會は豫算議定權の行使に就ては、其當否を論難し、聊か事前の監督に勉むるもの如しと雖も、決算審査權の行使、即ち事後の監督に關しては、輕々に之を看過し、未だ嘗て政府の非政を指摘して、痛撃を加へたることあるを聞かず。加之決算審査の好資料たる會計検査院の検査報告すら、之を見る頗る冷々淡々たるものあり。是れ即ち議會が憲法上有する重要な權能を無視するものにして、議員たるもの、亦職責を顧みざるの甚しきものと謂はざる可からず、請ふ嘗に之を論せん。

二 會計検査院の検査報告

會計検査院は、議會と同じく事後に於ける財政監督の一機關にして、決算の検査を遂くるところ、頗る詳細に涉り、豫算及法律勅令に違背したる事項、之を列舉して、必ず之を議會に報告せり。今試に三十三年度の報告に就て見るに、其不當と認めたる物件數に於て三百十六金額に於て一千六百餘萬圓の巨額に及べり。而して官吏か自己の職務を利用して官の金錢又は物件を竊取費消し、或は法規を無視して、御用商人と隨意契約を締結し、高價の請負物件の購買を爲し、或は工事の竣功に先ち、工費の前拂を爲し、以て請負人を利せしめ、或は當然利子を徴すべき官金九百餘萬圓

を無償にて日本銀行に預入れ、或は官有地の價格を不當の廉價に見積り、民有地と交換せる等、國庫の損失に歸せしめたるもの枚擧に遑あらず、是れ畢竟官吏の職務に忠實ならざるの致す所にして、又以て廢敗の空氣、官界に充滿せるを見るに、是る輿論、行政の刷新を云爲すと雖も、是れ專ら枝葉の論にして、官紀の振肅は、現下の急務なり。

三 決算上より見たる官紀の振肅

國力を顧みず、事業を經營し、勞力、材料の需用、頓に昂進し、諸般の物價暴騰し、既定の豫算額にては所定の事業を遂行する能はざるのみならず、事業の進行豫期の如くならざるものあり、即ち官設鐵道建設は、十二個年の繼續事業にして、既に十個年を過ぎ、其豫算額九千九百餘萬圓の内、七千二百餘萬圓を費し、其事業の功程僅かに五割に過ぎざるを以て、三十六年度追加豫算に於て、四千百餘萬圓を増額して、一億四千餘萬圓と爲し、事業年限は更に八個年の延期を爲したるが如き是なり、或は計畫未だ成ざるに豫算を要求し、中途に計畫を變更し、其成功を期する能はざるものあり、即ち製鐵所創立事業は、明治二十九年に於て、四百餘萬圓を以て着手し、三十一年度に至り、六百餘萬圓、三十二年に至り、八百餘萬圓を増加し、合計千九百餘萬圓

の巨額に達し、當初の豫算額に比すれば、殆んど五倍に上り、其事業は、三十四年度に完成すべきものなるに、今尙工場要部の成立、原料鑛山の設備、船路の浚渫等、未だ完成を告げず、而も三十三年に在りては、豫算の不足を顧みず、豫算に超過して建築材料及器具機械を購入し、今後更に數百萬圓を費すにあらざれば、成功せざるの状況にして、目下委員に附託して善後の處置を講じ居るが如き是れなり、或は計畫を發表せず、未だ議會の協賛を経ず、豫算の餘裕あるに、乘じて、特定事業の豫備を爲すものあり、即ち吳兵器製造所造兵機械据附は、明治三十年三十一、二兩年度に於て、四十萬圓餘を以て完成すべき計畫にして、明治三十二年に至りては、僅かに繰越額四萬圓を残すのみにして、海軍擴張に伴ふ該据附計畫は、將に完全を告げんとするに當り、同年度以降三十五年度に至る間、三百六十萬餘圓を他目より流用し、當初に豫定せざる二十五噸、シイメンズ、マルチン、或熔解爐等、實に巨大なる砲熧彈丸製造機械を購入し、吳製鋼所設立の準備を爲したるが如き是れなり。

以上の如く、民力供給の程度を考慮せず、一時に莫大の事業を計畫し、頓に物價の昂騰を來さしめ、獨り經濟界を紊亂せしむるのみならず、國庫に尠からざる影響を及ぼすが如きは、無謀の甚しきものにして、又計畫未だ成らざるに、豫算を要求し、中途

之を變更し、遂に成功する能はざるが如きは、杜撰の甚しきものなり、而して議會の協賛を経ず、流用の名義の下に他の特定事業の準備を爲すが如きは、一時を瞞過せんとするに外ならず。

四 決算より見たる豫算の不信用

斯の如きの豫算は、其大體に於て信用する能はざるものたるや、論を俟たず、我輩は今會計検査院検査報告に依り、決算を觀察したるものなりと雖も、其他尙ほ考究を要すべきものあり、既往兩三年の決算を按ずるに、政府の豫算する所の經常歳入は常に豫定に及ばず、又公債の募集は意の如くならず、殊に經常豫算中郵便電信收入及專賣局益金に於て、豫定に及ばざるごと、一萬圓以上、甚しきは數百萬圓の巨額に上るものあり、是れ即ち官業失敗の一例にあらずや、又既往數年の決算に徴するに、經常歳出豫算不用額は、各年度平均五百餘萬圓にして、豫算に比し、數年繼續して三割以上に及ぶものあり、臨時歳出豫算翌年度繰越額は、平均六千餘萬圓の巨額に達し、豫算に比し五割以上に上るものあり、加之一般の歳入を財源とする事業豫算の繰越額中現金の伴はざるもの一千餘萬圓に上るものあり。

五 決算より見たる豫算緊縮の餘地及不安なる財

政の基礎

抑も斯の如く、經常豫算中、年々多額の不用額を生じ、特に各年繼續して三割以上に及ぶものあるか如きに、明かに豫算上緊縮の餘地あるを示すものにあらずや、然り而して、收入豫期の如くならず、或種の官業は失敗に終りたるか如き、又現金の伴はざる多額の繰越を存するか如きは、孰れも財政の基礎頗る不安なるを證するに足れり。

議會に於ては、毎歳行政整理を云爲するも、官紀の振肅に及ばず、又財政の整理を論ずるも、豫算の不信を言はず、加之財政整理の聲は空論に終り、更に事實を指示せず、是れ畢竟豫算あるを知て、決算あるを知らざるの致す所にして、眞に政界今日の一大恨事と言はざるへからず。

代議士たる者己を利するか爲め萬民の欲望に背反する議案を可決するは是れ代表を爲すものに非ずして國民を賣るものなり (レアルコンド)

○ 停會觀

(明治三十五年十二月十六日停會の夕稿、中央公論第十八年第一號に掲ぐ)

三三〇

一 新人物に望を屬すべからず

今日停會の詔勅が降つたさうすると、一隅より停會萬歳の聲を聞た、併し其萬歳の聲は、慄へ、聲で是に和したる拍手の響も何となく淋しく聞へた。元來此度の議會には、比較的年少新進の人の多くが出たからして、定めて面白き芝居が出来てあらうと考へる人も多いが、是は大なる間違ひであると思ふ。人も知るが如く、選舉は人物競走に非ずして、情實競争若くは金錢競争にして、——我輩の如きも情實には閉口したが、幸に金錢の戦をせなかつたのは切めてもの幸だ。——是等の渦中に入りて戦ふ人に、立派なる人のあり得べき筈はない。殊に本年の如き激しき歳に於ては、先づ可なり是ならばと目星の附く人を見よ、何れも政友會の旗印の下に、進歩黨の旗印の下に、而して情實と金錢との強き後援を有して戦つた人々である。それ等目星の附く人々さへ、獨自一個を標榜しての戦ひは少いのであるからして、其他

は推して知るべしである。試に世人が物好きに議員名簿に依つて、姓名の上に印しを付けて行つて見れば、新舞臺新人物を以て迎へらるべき感が起るや否や、技倆の上にも、於ても、教育の上にも、——實にナサケ無き感に打たれざるを得ないではないか。

二 誰か非立憲的行動の俑を作る

政治舞臺に於ての懸引は、總て我輩の如き新參の者には分らぬのであるが、其居る所の位地の變化に由り意見を勝手に立て得らるると云ふことは、政治的役者の特權らしく思はれる例へば議會を解散して直ちに内閣の總辭職を爲したる實例は、伊藤侯に因つて俑を作られたのであるが、今の伊藤侯を戴ける政友會の總ての連中は、兩々衝突したる場合に於ける内閣の態度は、自ら進んで辭表を奉るか、然らざれば、斷然議會を解散して信を國民に問ふの外、取るべきの途はない。而して解散と辭職と兩ながら之を行ふといふが如きは、非立憲的の行動である。と嘲つて居るやうであるが、焉ぞ知らん、元來此の如きの非立憲的行動の俑を作りし者は、伊藤侯其人である。果して然りとすれば、彼を戴ける政友會の人々は、内閣の行動に對し、非立憲云々の發言を爲すの權利はないものと信ぜらるるのである。併ながら、ソ、コが政

治舞臺の特色で、政治的役者の特権であると言へば、至極調法のものと言はねばならぬ。至極亂暴のものと言はねばならぬ。故に若しも今の内閣にして、此真似をしなかつたとすれば、兎に角蠻勇てはあるが、伊藤侯の悪例を趁はなかつた丈を多として遣つても宜しい。

三 最も簡單明白なる問題

今十六日は地租條例改正法律案の院議に上りたる日て、議會もナカク活氣が有つたが、我輩の見る所に據れば、政府は五個年の年限を附して増徴の法律を發布したるものなれば、其期將に盡さんとする今日に於て、之を繼續するの法律を提出する權利はないのである。よしんば其充當すべき財源としては、海軍擴張など好題目のあるにもせよ、我輩は勿論海軍擴張には反對ではあるが、彼等の言ふが如くとしても、之が爲めに増徴繼續の案を提出せるは、政府自らが法律の信用を傷け、國家の公約に背戻するものであつて、コムヅカしく論ずるまでの必要もなく、最も簡單明白なる問題であると思ふ。故に今日も定めて明々地の問題なりとして、此案は簡單なる説明を以て、直ちに否決せらるべきものであると信じたのである。然るに之をコトクしく長々と演説して、甚しきは問題以外に張溢して、多々益辯の極みである。

四 肯綮を得ざる質問多し

本議會も、總豫算案の提出當日に於て、又地租條例改正法律案提出の當日に於て、類に各議員より政府に向つて、行政整理、財政整理の程度結果等を質問するのを聞いたが、例に依つて、例の如く、其肯綮を得ざること頗る夥しく、寧ろ此兩問題に對しては、最も疵持つ足なる政府に向つて、何等の痛痒をも與へずして、彼等は寧ろ彼自身に於て認むる罪惡の議會の爲めに、發見せられざりしを喜んで居るであらうと思はる位、感が起つた例へば、明治三十三年度歳入の賦課徴收及び歳出の使用並に官有物の處分に於て、豫算又は法律勅令に違背したる事項は、實に歳入に於て六十三件、八萬六千二百七十八圓七十一錢九厘、又歳出に於て二百十五件、五百七十萬九千四百二十七圓九十錢八厘、官金に於て無償を以て國庫金を輸入したるもの一件、九百七十六萬四千三百六十五圓六十八錢五厘、又官有物に於て不當の評價額に依り土地の交換を爲したるもの二件、四十二萬五千三百七十三圓六十七錢、此等は

決算の上に於て明に政府自身に於て、豫算及び法律勅令に違背したる事項たることを認めて居る問題である、而して政府自身も亦其餘りに事項の多きに驚いて居る所の問題である、然るに此等の點に關し、一矢の以て酬ふる者なく、唯紙の上に於て、文字の上に於て言ひ換ふれば行政整理、財政整理の熟語を捉へて争を挑んで居るが如き觀がある、故に政府自身に取りては聊かも痛痒を感じざるが如き態度に見受けられたるは亦已むを得ざる次第である。

五 日本國の外に陸軍國海軍國有り

我輩の眼よりすれば海軍擴張を假に歡迎すべきの問題なりとするも、財源を地租に求むる固より不可、然れども、多數黨の行政整理、財政整理に由つて遺繰りせられたる財源に之を求めんとするの案は、寧ろ言ふべくして行ふべからざる事と考へる、忌憚なく言はしめば、我邦の行政各部に通じて能く一千萬圓以上の緊縮を爲し得らるべき餘地ありや否やは一つの疑問と思ふ、尤も我等をして遣らすれば二千萬圓位は剩す積りであるが、之は今六ヶ敷、併ながら之を陸軍整理に求め得ることが出来るならば、海軍擴張の財源位得ることは極めて容易なことであらうと思ふ、人も知る如く軍事費は實に龐大に失して居るのである、行政費は軍

事費の半分にも達せざる、我邦の有様にして、而して所謂軍事費の重なるものは陸軍費であつて、之を緊縮し、節約し、略海軍と均衡を得るの程度に整理をしたならば、地租に頼るを要せず、又一般行政機關の整理に求むるを要せず、海軍擴張の財源は容易に生み出さるる事であらうと思ふ、併ながら一人の以て、陸軍整理に關する意見を提唱する者なきは、在野の名士も軍事の關係に於ては、政治的治外法權の中に置いて居るものと見ゆる、通れの大政治家の手腕も、陸海軍には一指をだも染め得ぬものと見ゆる、それ故に私は平生日本には所謂日本國の外に陸軍國海軍國と云ふの二國ありて、政治的の意味に於ては、日本國陸軍國海軍國の聯邦組織の如き感を抱いて居るのである、——も一つ外に議會國と云ふのがある、と云つて演説したこともある、——而して此感の去らざる以上は、到底完全なる立憲政治の目的は達し得られないものと思ふ、切言せば政治家は各部の行政と戦ふべく、殊に陸海軍の行政機關と戦ふの勇氣と決心なかるべからずと云ふのである。

代議士の議事堂に上るや決して一郡一郷の代議士に非ずして全國の代議士なり故に須らく眼光を全局面の利害に注射し決して一小部の得喪に拘泥すべからず

(ブルンチニョー)

○解散觀

(明治三十五年十二月二十八日夕稿)

一 第十七議會の經過

昨夜不忍池畔の旗亭に衆議院に居る友人十數名を招みて送別の宴を張つたが、明くれば十二月二十八日の今日、此宴の目的を實にして、議會は愈々解散せられた。昨夜席上、二三の狂詩が出来た。地租反對解散懼、明日又拜選舉人の一句は喝采であつた。

回顧すれば、十二月十三日は、第十七議會の初舞臺であつた。豫想の如く、地租繼續問題は法律案として、第三期海軍擴張問題は豫算案として、劈頭第一に提出せられ、地租問題は例に依て特別委員に附託となり、海軍問題は豫算委員會の手に移された。此の日の論戦はなかく、烈しかつたが、別段是れぞと云つて、感心した説も聽かなかつた。只政府軍も、民黨軍も、至極強よそふな態度を粧ひたるは事實である。併し我輩が經驗よりして見れば、雙方とも、仕舞まで強硬の態度を持續した例しは、ないから。癢に障るから、後日の證據にして遣らうと思つて、たつた一言、左の如

き質問の矢を放つてやつた。

唯今まで長々しき質問も承りました。政府の極めて簡單なる答辯も伺ひました。孰れも随分強硬なる態度に於ての論戦であつたので、本員等も謹聽致しました。が、併ながら從來議院に於ける歴史、議會の行動として、若くは又政府の行動としての、雲行を考へて見ますれば、今日の強き者、必しも強きものでない。故に政府に於ては、今回こそ斷々乎として、此豫算案を一步も譲らずに、支持すると云ふ決心であるであらうか、どうであらうか、若し又例に依て例の如く、妥協交譲と云ふ中に、最後を遂げると云ふやうな次第であるならば、二十七名などと云ふやうな、澤山なる委員を選ぶ必要も、別に要るまいと思ひますから、此點を確めて置く必要があると考へる。

我輩の質問は此の日最終の質問であつたが、政府は黙して答へず、譯も分らぬが、やゝ連は無用々々だなどと云つて、邪魔をした。然るに果然政府は、停會中に於て、我輩の質問の如く、交譲案を兩黨に示し、三分三厘を三分に遞減するなんて、弱音を吹いた。此豫言が當つた位が、我輩が十七議會に於ける、責めてもの手柄であつた。桂首相は、妥協交譲は憲政の本義だなどと言譯をして居るが、税の取立てに駆引がある。

様では、ア、リ憲政の本義でもあるまい、越へて十六日の會議に於て、地租問題は緊急動議として、委員長より報告せられ、政府方も、民黨方も、大分演説に骨を折つた様であつたが、固より明々白々の問題、視聽を聳動すべき演説のありよう等もない、山本權兵衛と尾崎行雄とを除ては、殆んど聽くへき程のものなかつたが、大勢既に定まると見て取つた政府、割合に策戦計畫も熟して居つたものと見へ、討論終結の聲起るや否や、停會の詔勅が降つた、停會は五日間と云ふことであつたが、更に二十一日に至り、七日間の停會となつた、今二十八日は、丁度二度目の停會の満ちし翌日に當る、日曜日なるに拘らず、會議は開かれ、地租問題は、前日の續行として、討議に付せられ、例に依て例の如く、喧々囂々の間、二三子の演説あり、將さに可否を決せんとする一刹那に於て、解散の詔勅降り、第十七議會の運命は爰に絶へ、我輩も席を平沼專藏と同ふするの迷惑も今日限りなくなつた、

二 一幅舊惡後悔の圖

行政の刷新、財政の整理、今焉んか、在る、僅に四五十萬圓の節減を以て、此大問題を解決せんとす、公約の實果して何所にかある、尤も能く／＼考へて見れば、財政の膨大

を來たしたる主因は、二十七八年の戰役以後に於て、戰後經營の名の下に、軍備の擴張を爲し、之に伴ふて幾多の事業を計畫したからだ、而して今の政友會總裁伊藤博文などは、慥に其發頭人である、故に十七議會に對する彼れの態度は、宛然、一幅舊惡後悔の圖とでも評すべきか、我輩の舊作がある、

丙申有事歸故郷途過大磯

戰後經綸竟奈何。忍看廟算又蹉跎。如今底事湘南客。詩酒風流日夕多。

又

政道由來無主張。還山安石伴毛牆。相公不管人間事。江閣枕肱醉夢長。

又

滿朝唯列白頭翁。不見元勳長者風。樽俎折衝計何拙。風聲鶴唳奈遼東。

三 地租案の由來

地租繼續案の提出とは、随分思ひ切つた遣り方で、我輩は實に其大膽に驚く、我輩は法律信用論の觀念よりして、始から反對であつて、別に繰返しては云はぬ、國家が法律を以て公約したる期間を無視するは、恰も、一個人が、證文を以て約束したる期限に金を拂はぬと、一般殆んど問題にはならぬ、英國にも所得税とかにて、こんな例

かあるなどと保護する新聞もあつた様だが、ソナ悪例に倣ふには及ばぬ併し政府は當初より此案を出す積りはなかつたろうと思はれる其證據には本豫算案には之を掲げずして豫算案訂正として別に一案を作つて居るのを見ても分る議員が侮りを受けたのではあるまいか

要するに増租繼續の問題は明々白々の問題であつて責任を重んずるものは政府でも議員でも海軍擴張だの地租繼續じやのと云はれた義理じやないと思ふ又こんな分り切れた問題に演説も何もいつたものじやないと思ふ而して政府之を通過せしめんとし議員之を遮らんとし爲めに政黨連中は一生懸命に騒いたといふに至ては寧ろ呆るるの外はない

陸軍と海軍との均勢を保つことには異論はない陸軍を整理して餘力を海軍に注ぐことは至極結構である然れども何んでも軍備くくと騒ぐことは御免を蒙りたいものである

四 海軍問題

英吉利の如き音に名高き富國でも南阿事件には實際閉口して居るのである戦端開かれて以來二年に二億二千九百萬磅を費し資本及び勢力の大半は之を生産界よりして戦争の如き不生産界に投じ戦費の額も亦豫想外に出てそれのみならず御用船として政府に引上げられたる艦船にして戦争の停止と共に解放せらるる曉に至りなば其影響は忽ち海運事業に波及し來り其極海運事業に一條の恐慌を來たすは必然のことであつて識者は慨嘆して居る

右の次第であるからして軍さは成るたけしないがよい軍さをする積りて軍備を擴張するは愚の極だ況んや國力に伴はざる軍備の擴張は害あつて益なしである程度は平和の擔保位の所に留めて置くがよろしい勿論地租を増徴してまでやる必要は萬々ない

政黨連中が其本部又は支部に於て國力に伴はざる海軍擴張には反對するなんて決議したことは至る所にあつた様だ此決議は何時の間やら不明の間に葬られて仕舞たものと見へ議會では海軍擴張は好問題なりとして之を歓迎し責道具を地租問題のみに限つたやうである之は實に怪しからんことと考へる一番こいつを揶揄つてやろふと思つたが解散で残念に堪へぬ我輩は云ふまでもなく海軍にも地租にも二つながら反對だ

五 日英同盟

日英同盟は今の所では英露の親好を不能ならしめたることの外、獨逸をして對英歐洲大陸同盟を作らしむるの前提たらしめたることの外、我輩の眼には何物も映らぬ。埃州は、バルカン問題に關して露國と密約し、伊太利は、トリポリ問題に就て佛國と相約し、其他露清兩國の密約も出來たと云ふことである。それであるから、聞きたいものは之に對する我國の探るべき態度のことである。海軍や地租のそれよりは、餘ッ程大なる問題であると思つたが、政府も議會も、此等の問題に關しては、一切無言の儘で解散になつたのは遺憾千萬である。

六 刑餘の罪囚

停會より解散に至るまでの間、政府大に軟風を吹かしたなどと云ふ噂もあつたが、果して利目がありしや否や、併し兩黨が大に議員に警戒を加へたのは事實である。一體警戒とはどう云ふことを云ふのであるかと云へば、日夕に議員の行動を監視し、例へば毎日本部に詰切らせて、外出を許さぬとか、又不得止要用ありて旅行をする時にも一々届出でて許可を得るといふことだ。夫れでも憚々焉として惟命是奉じ、甚だしきは私に對し、買収の御疑がかかつて居るをふてすが、決して左様なことは致しませぬからどうか一人の監督者を附けて嚴重に取締つて下さいと

云つて、大層能ひ積りに考へて居つた奴もある。然るに、國家の選良が、恰も刑餘の罪人が警官に監視を受くると同様に取り扱はれて不名譽とも何とも心得ないさまを見ては、實に情けなくなつた。眞に黨人生活は哀れなものぢやないか。そしてお仕舞は、一將功成萬幸枯と來るのだから堪らない。

七 解散

解散後の今日になつて、敢て愚痴をこぼすのではないが、第十六議會に於て、刑法改正案に對し、七日間連續して政府と戦つたこともあつたが、今より當時を追想すれば、至極愉快であつた。第十七議會に於ては、花々しく決戦してやろふと思つたが、是も解散の爲めに出來なくなつて、残念だが仕方がない。又議會で豫算案と云ふと大變なものだと思つて、委員の競争などもするが、其判決者たる決算の事を粗末にするから、是も叩いてやろふと思つたが、會計検査院の検査報告もまだ見ぬ前さ、解散を喰つた。

此度の解散は、大の無謀で、感心しないが、議會が解散せらるると豫算が不成立となる。前年度の豫算を襲踏せねばならぬ。従つて新要求の道はなくなる。だから五六年度に跨りて解散が続いたならば、財政は或は能なるかも知れない。又金錢や情實の

下に競争する連中は次第に懐は淋しくなる。價打は知られる。競争は出来なくなる。そふすると立派なる人物が迎へられる。して見れば解散は國家國民の幸福であると云つた人があるが一寸面白い。

八 我輩は静養する

我輩は多忙善病の人——それに今日の如き政海の濁浪に投ずるのはイヤになつたから、當分静養する積りだが、借て此有様で進んで往つたならば國家の前途はどうなるだらう。選舉權を有する人々はどうか本氣でやつて貰ひたいものである。併ラポツクの云いけん如く普通の動物は自ら苦境に陥らざれども、人は自ら陥る。人は無益に自ら苦み無益に自ら憂慮す。口で威張つて心で泣いて居る弱虫連の心中を忖度して、彼等の又の競争を考へてやると坐るに哀れを催する。今も云ふ如く我輩は素より再び立つて争ふ積りは萬々ないが、選舉權を有する人は情實金錢の外に屹立して立派なる候補者を挙げ政界を廓清して、以て憲政の大義を發揚することに努めて貰ひたい。第十八世紀の中葉に於て英國の議會最も腐敗を極めし時、宰相カールポールは云ふ代議士は皆正札附の賣物なり。見其正價を知るとどうかこんな風にならないよと云ふに氣を付けて貰ひたい。

頌徳金銀盃記

心志本也、事功末也、心志定於内、然後事功著於外、其爲事正、而爲功偉矣。若夫納媚於權貴、求譽於庸愚、心博巨萬之利、銜一世之名、君子不爲也。且夫勝敗天也、有勝而不義者矣、有敗而義者矣、守正而敗、未必辱也矣。失道而勝、未必榮也。何則、使人感激不已者、在心志之正邪、不在事功之勝敗也。明治三十一年、方議會之開也、政府欲增天下之租稅、以贍國費、使代議士討議之。一是一否、討論不決。廣島縣代議士、亦皆是之。而第七區代議士花井君卓藏、獨侃々正論、以爲妄增國費、大害民生、已而投票開函、多可少否、而增稅之議決矣。然本區有志諸士、嘉君剛正勁直、卓然獨守其義、不負區民推選之望也。贈以金銀盃、其一金盃、雕藤花、其三銀盃、雕藤花及農家植苗圖、頌其德、蓋藤花君家徽章、而植苗圖、誌稼穡艱難、以望減租也。余友橋本海鶴、爲貴族院

議員、與君同鄉人也。曰君備後三原人、累世仕安藝藩老淺野氏、君幼好學、遊東京、從山田十竹、蒲生鑿亭、脩和漢學、尋入英語學校、英吉利法律學校、研究有年、廿歲爲狀師、屢洗雪冤罪、先是大隈伯重信、任外務、欲改正條約、引外人爲法官、君痛論其非、世論始興、事遂止、三十歲、選廣島縣第七區代議士、院中最爲年少、人皆矚目焉、而每登場討論、雄辯快辭、音吐明朗、殊至排擊緊急勅令、辯難最力、聽者歎服、蓋有其守正執義、大過人者矣、方增稅議起、甲駁乙辯、百方遊說、間威脅利誘、不忍言者、君執本區之公論、確乎不動、始終完其節、而有志之士、亦不以其言不見用、敢變推重之誠、贈物表彰之、皆可大書特書、以顯其美者也、遂書以爲記、從海鶴之言、次第之、海鶴以名望著於鄉、其言可以徵矣、

依田百川撰

明治三十六年一月二十九日印刷

明治三十六年二月一日發行

東京市神田區錦町一丁目二番地

著作兼
發行者


花井卓藏

東京市神田區美土代町二丁目一番地

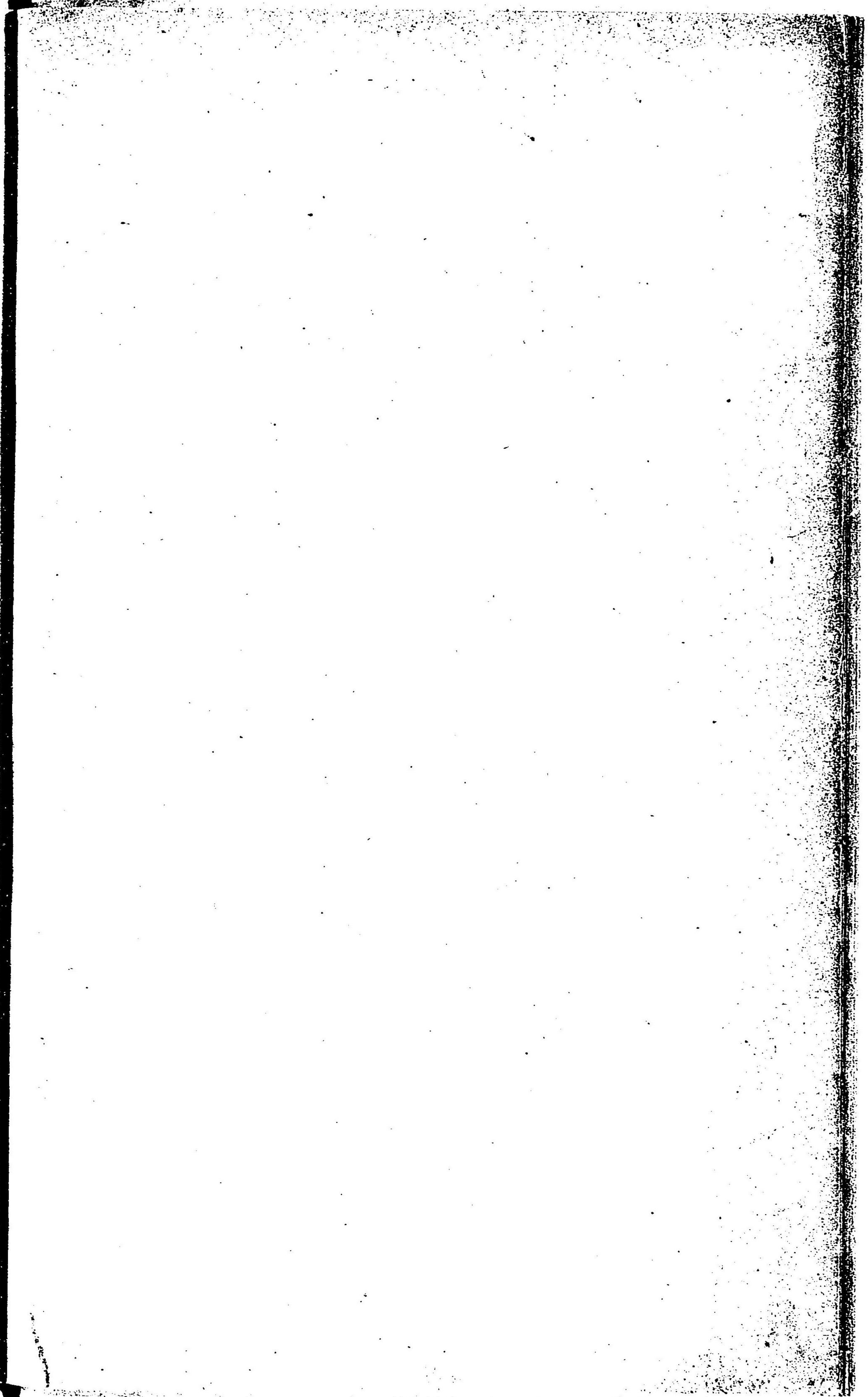
印刷者 白土幸力

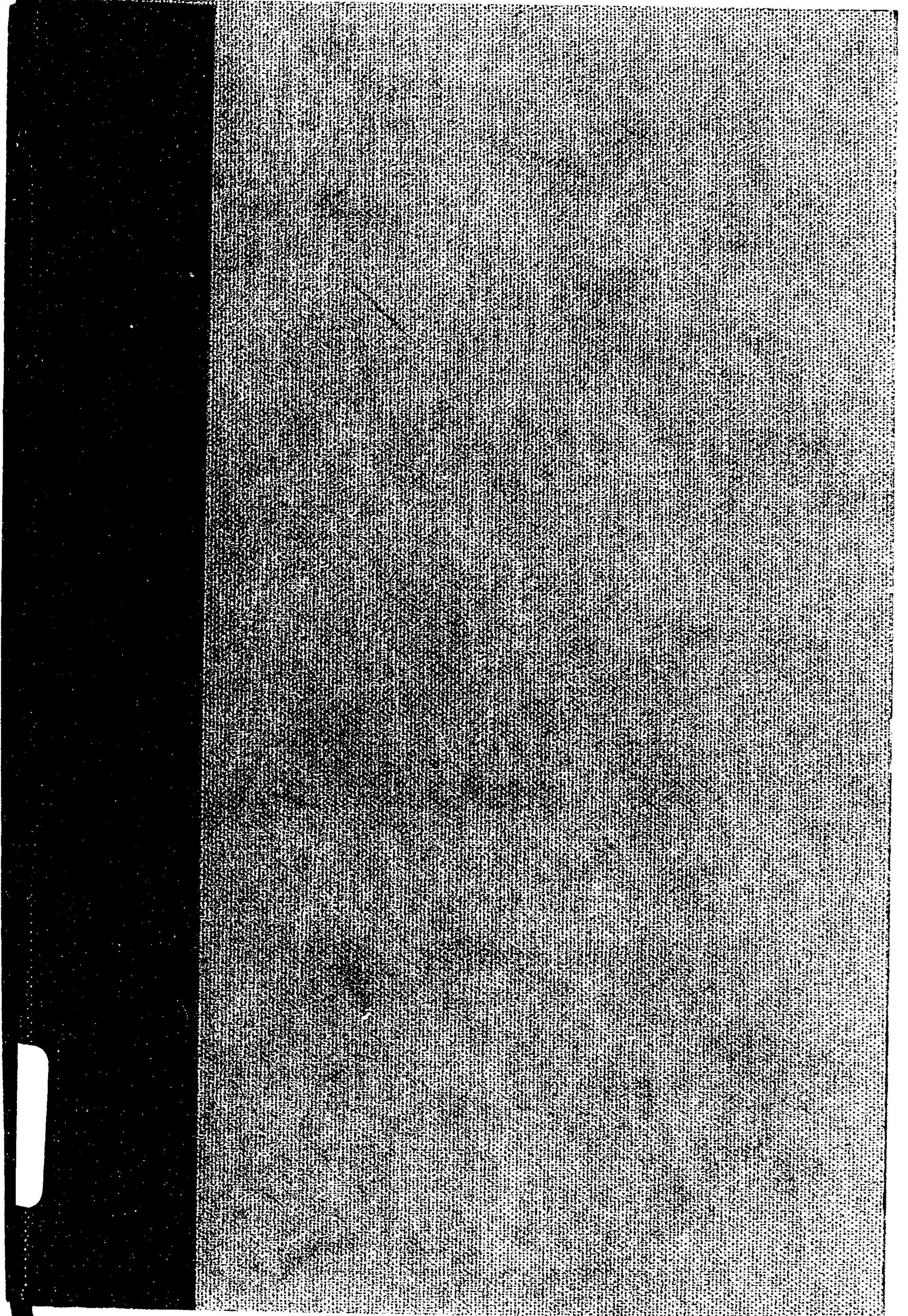
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂



11/11/11





86

340

028133-000-1

86-340

争鹿記

花井 卓造/述

M36

BAA-0584



